

旅 費 規 則

(総 則)

第1条 一般社団法人 千葉県損害保険代理業協会の役員、会員が会務のため出張したときの旅費については本規則により支払う。

(旅費の内容)

第2条 本規則でいう「旅費」とは次の各号をいう。

- (1) 乗物運賃
- (2) 宿泊費
- (3) 日当

(運 賃)

第3条 運賃は普通料金とする。

- 2 自己の車両等を利用の場合、公共乗物機関運賃に換算して支払う。
- 3 特急料金、急行料金、寝台料金、および座席指定料金は、実際に利用し、その必要性を会が認めた場合に実費を支払う。
- 4 タクシー料金は、その必要性を会が認めた場合に支払う。
- 5 出張先の主催者側から支払われる場合も適用除外とする。

(宿泊費)

第4条 宿泊費には、宿泊料、税金、サービス料、朝夕食費その他の雑費を含むものとし、一泊当たり **10,000** 円とする。

- 2 前項にかかわらず、車中泊（船、寝台車含む）の場合は、一泊当たり **1,500** 円とする。

(日 当)

第5条 日当は一日当たり、県内会務 **1,000** 円、県外出張 **2,000** 円とする。

(補 則)

第6条 この規則によることができない場合、およびこの規則を変更する場合は、理事会の決議を経て決する。

(附 則)

第7条 この規則は、平成 **21** 年 **10** 月 **23** 日より実施する。